資料１５

令和８年 10 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について

１．はじめに

分別収集物のうち、容リプラの再商品化費用については従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和８年度は特定事業者負担 99%、市町村負担１%）となる一方、製品プラ及び産廃プラ（以下、「製品プラ等」という。）の再商品化費用については、全額を市町村・一部事務組合が負担することになります。

容リプラについては、従来から再商品化費用が適正なものとなるよう、当協会が上限価格を定めています（優先札、一般札の両方に共通、金額は非公表）。

製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます。

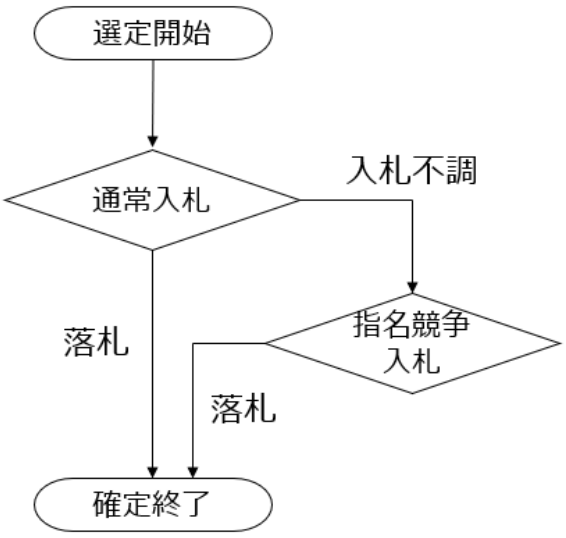
詳細を以下に記載しますので、内容をご確認ください。

２．入札選定の概要

入札選定の概要は下図のとおりです。

入札は保管施設ごとに行い、通常入札[1]において入札不調となった場合は、指名競争入札[2]を実施します。

【入札選定の概要】



[1] 通常入札とは、全ての有資格事業者の入札札で選定する入札です。

[2] 指名競争入札とは、通常入札で落札されなかった施設について、その時点で資格、処理能力の余裕（余力）がある事業者の中から、引取距離その他を考慮して当協会が事業者を指名し、それらの事業者の入札札で選定する競争入札をいいます。

３．入札選定の方法

市町村の申込内容から、保管施設を以下の申込区分に区分けします。

①容器包装リサイクル法に基づき分別収集された容リプラを保管する指定保管施設

②プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラを保管する指定保管施設（産廃プラは含まない）

③プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラと同等とみなされるもの）

④プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集された容リプラと製品プラと産廃プラを保管する、又は容リプラと産廃プラを保管する指定保管施設（産廃プラは容リプラ及び製品プラと同等とみなされるもの）

指定保管施設の類型	容リプラ	製品プラ	産廃プラ	
			容リプラ同等	製品プラ同等
①	○	－	－	－
②	○	○	－	－
③	○	－	○	－
④	○	○	○	○
	○	○	○	－
	○	○	－	○
	○	－	○	○
	○			○

入札選定は、再商品化が可能な事業者が限られる申込区分④、③、②の施設から行います。前記保管施設の選定終了後、①の選定を行い、最後に、全申込区分の入札不調施設について指名競争入札を実施します。なお、このような手順によるのは、市町村の各区分の申込量と事業者の各登録施設区分の能力合計のバランスが不明であるためであり、区分④、③、②、①へ申し込む市町村と事業者のバランスの推移如何で変更する可能性があります。

４．入札選定に関するスケジュール

（１）12 月上旬に、当協会よりお申込みいただいた市町村・一部事務組合宛に、製品プラ等の上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します。

回答の方法は、本申込をオンラインで行った場合と、郵送（紙申込）で行った場合で異なりますので、詳細は以下の①②をご覧ください。

なお、回答の方法にかかわらず、回答期限は令和９年１月８日（金）です（オンラインの場合入力可能な期限、郵送の場合は必着の期限となります)。

①オンラインで申込みを行った場合

REINS お知らせメールでご連絡いたしますので、同封されるオンラインマニュアルに沿って回答してください。

②郵送で申込みを行った場合（紙申込）

回答用紙及び返信用封筒を郵送します。回答用紙の見本は参考資料⑨を参照してください。

必要事項（製品プラ等の上限価格及び指名競争入札移行時の選択）をご記入、ご捺印いただき、**回答用紙を専用の返信用封筒に入れて必ず封緘し、配達記録のある書留等でご返送ください。**

料金別納等発送日の残らない郵便や、配達記録が残らない「レターパック」は利用できません。

なお、回答用紙に上限価格を記入する際、右詰めで余白には必ず✕印を記入してください。

（２）上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、当協会が開札まで厳重に保管・管理します。

（３）開札は、主務省庁（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省、国税庁）立ち合いのもと行われ、その際に初めて上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容が関係者に開示されることとなります。

（４）その後、当協会が選定を行い、再生処理事業者を決定します。

（５）２月下旬頃に、落札した再生処理事業者を通知します。

５．製品プラ等の上限価格の設定について

製品プラと産廃プラに共通する上限価格について「設定する」「設定しない」のいずれかを選択し、設定する場合は、トン当たりの単価を１円単位（消費税抜き）で設定します。設定する／しないの意思表示がない場合は、「設定しない」を選択したものと判断します。また、製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です）。なお、上限価格を超えた額の札は無効となります。

６．指名競争入札移行時の対応方法の選択について

通常入札が不調となり、指名競争入札に回った場合、製品プラ等の上限価格は通常入札時と同一として選定されます。ただし、指名競争入札での不調をできるだけ回避する等の目的で、前項の上限価格に関する選択と同時に、あらかじめ以下の対応方法について選択をすることができます。これらは、通常入札で上限価格を設定した市町村のみが取りうる選択肢です。なお、通常入札と異なる上限価格を設定することはできません。また、通常入札で上限価格を設定しなかった市町村は、指名競争入札でも上限価格を設定することはできません。

（１）指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを当協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する

（２）指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する

（３）指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

（１）は、入札札が「容リプラの単価≦容リの上限価格」かつ「製品プラ等の単価＞製品プラ等の上限価格」である場合に、容リプラのみを当協会に引き渡し、製品プラ等は、引き渡しを辞退する選択肢です。

（２）は、「製品プラ等の単価＞製品プラ等の上限価格」であれば、容リプラを含めて全ての申込みを辞退するという選択肢です。

これらの選択の意思表示がない場合は、「（３）指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する」を選択したものとみなします。

７．前記の上限価格や選択肢の回答に関する注意事項（重要）

（１）市町村等で上限価格の設定が可能なのは製品プラ等です。容リプラの上限価格は設定できません。

（２）製品プラと産廃プラの上限価格を異なる数値とすることはできません（同一価格です)。

（３）回答後は上限価格や指名競争入札移行時の選択を変更することはできません。上限価格の単位（円/トン）に注意し、記入した数字（桁数）や選択した指名競争入札移行時の対応方法に間違いがないか、十分にご確認ください。

（４）回答期限までに回答が間に合わない、又は回答しているが必要項目が記載されていない等は「上限価格を設定しない」選択をしたものとします。

（５）上限価格や指名競争入札移行時の選択の内容は、公平公正な入札を行うために厳格に管理すべき情報であり、その情報を当協会の登録事業者、入札予定事業者はもちろんのこと、第三者に開示することは厳禁です。

不適正な行為が判明した場合は、入札妨害行為として厳正な措置を行います。

（６）上限価格については、落札結果通知（２月下旬）までに実施される通常入札と指名競争入札に適用されます。落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札においては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できません。

以上